

## 宝暦期の利根川河川改修

宝暦期は、権現堂川や中利根川の河床状態の変化により中利根川での通航障害が激しくなるなど、17世紀半ばに確立した利根川の水利機構に機能不全が生じた形となった

それは、利根川水系からの江戸への舟運を可能にするためにデザインされたものだが、中利根川の河床が高くなったことで赤堀川から逆川への流下量が増し、中利根川で必要とする水量を供給できなくなったことが主な要因である。

そのために、関宿棒出しなどで江戸川への通水量を抑えるものの、それでもなお河床悪化に対応できる水量は確保できなかった。

18世紀前半、権現堂川の陸地化によりほとんどの平水が赤堀川に流れ、関宿棒出しが設けられていた地点では、中利根川へ六割、江戸川へ四割が流れていたと推測される。

それでも、河床が悪化して行く中利根川では渇水期の航路を維持することが難しかった。さらに18世紀半ば以降、権現堂川の水行がやや改善したことで利根川への分水が減少すると、そこでの通航障害が頻発したのも必然であった。

そこで、赤堀川からの通水に頼らない、利根川新航路として手賀沼航路や印旛沼航路が企画されたのである

また、この水利機構では赤堀川が長い狭窄部を持つだけに洪水時には陸地化した権現堂川に洪水が流れ込み、島川を通じて羽生領の逆水被害を引き起こした

そこで、宝暦2年今まで表面化することのなかった赤堀川の改修案までが提起されることになったのである

さらには、それをきっかけに、従来の赤堀川と権現堂川による上利根川の分水機構を抜本的に変革する企画までが出されるに至った。

その改変案にしても、まずは羽生領の逆水被害や権現堂堤の保持という治水対策上の観点から権現堂川の締め切りを求めている

また、権現堂川その河床変化が甚だしく、これに頼っているのは中利根川と江戸川への望ましい分水比を保つことも難しいのである

天保8年(1837)幕府勘定大竹伊兵衛、羽生領の治水防止、利根川の舟運の円滑化を目的に、権現堂川への通水を止め、その代わりに文化6年(1809)に続き、赤堀川を拡幅し、関宿棒出しの幅を広げることを提案した

それからしても、権現堂川を閉めて赤堀川に一本化することは合理的な選択であったのだろう

しかしこれを実施するためには、莫大な出費と周辺地域からの抵抗運動を抑える調整力が必要で、結局は「宝暦の治水調査」の理屈に安住し、面倒なことには手を出さずに放置することになった

そして、最後に宝暦の幕府の治水政策についてである

寛政改革期に治水行政を担当した勘定奉行久世広民や勘定吟味役高尾惣一郎によると

宝暦 6 年の大洪水により諸国で大被害が発生したものの財政難を理由に応急措置ですませた

以後、これが慣例化して全国の河川状況が悪化する原因を作ったとし、その評価は当然のことに芳しいものではない

宝暦期の利根川流域においては、地域的利害を調整した上で、利根川全川を見通した総合的改修策が要請された時期でもあった

しかし、幕府は羽生領や中川低地の村々から出された改修案に何ら答えることもなく、また、社会基盤への地道な投資も怠った

利根川で生じた河川問題の重要性は認識するものの、結局 民力頼みで、そのツケがやがて天明大水害として現れることになったのである。